

# 浜長保険センター安全だより(12月)

平成 28 年 12 月 15 日  
浜長保険センター 第 1 号  
電 話: 079-246-2561  
FAX: 079-246-2571



年の瀬もいよいよ押し迫ってまいりました。皆様におかれましては、ますますご清祥のことと心よりお喜び申し上げます。

弊社では、お客様の交通事故を集約してその特徴を見ますと、相手方に大きなミスがある事例のほか、お客様自身に交通ルールの理解不足を原因とする事故も認められます。

そこで、交通ルールを理解していただき、安全運転に少しでも役立つよう事例を捉えながら交通ルールを解説したいと考えています。



【最近の道路交通法の一部改正】(平成24年4月1日)

(聴覚障害者)～補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方。  
警音器の音が聞こえません。

直近で進路変更しているのを認めれば、進路を譲りましょう。



聴覚障害者マーク

## 1 聴覚障害者が運転できる車両の種類が拡大

- 普通免許で運転できる車両～普通貨物、原付、小型特殊自動車も運転可能に！
- 運転免許～普通免許のほか、大型・普通二輪、原付、小型免許の取得が可能に！  
運転の条件⇒聴覚障害者標識の標示、ワイドミラー・補助ミラーの取り付け

## 2 右折可能な青色矢印信号で転回【Uターン】も可能に

右折を可能とする青色の矢印信号が表示されている場合、右折に加えて反対車線への転回(Uターン)ができるようになりました。

ただし、Uターン禁止場所では、Uターンできません。



1 「車両等は、横断歩道等に接近する場合には、進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、**横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行**しなければならない。」と交通ルールで定められています。(道路交通法第38条)

※ 街路樹、看板、駐車車両などがあるときは、歩行者等が陰になっている場合があります。

2 外灯がなく、早朝で暗く、ライトを下向きにしていれば、あらかじめ横断歩道を横断しようとする歩行者等、又は横断中の歩行者等を事前に発見できません。

そのような場合は、速度を落とし、ライトを上向きにして横断歩道に接近しなければなりません。

3 深夜、早朝であっても当然、歩行者や自転車が横断歩道等を利用していることを前提に接近し、横断歩行者等を発見すれば、その直前で停止しなければなりません。



4 自動車の前照灯は、対向車・前車がない限り**上向き走行が原則**です。

道路上の歩行者、自転車、落下物等を早期に発見するためにも、ライトをこまめに切り替えライトの上向き走行を習慣付けましょう。